

留 辺 蘂 高 校 い じ め へ の 対 応 に つ い て

※文部科学省によるいじめの定義（平成25年より）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

A いじめ予防について

「いじめ防止対策推進法（第15条）」

- ①学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
- ②学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じるものとする。

留辺蘂高校のいじめ防止対策

- ①ホームルーム等における啓発活動の充実
- ②コミュニケーションスキル向上を図る取組の実施
- ③相談窓口の周知
- ④生徒理解ツールの活用
- ⑤保護者・地域・関係専門機関との連携強化
- ⑥いじめ実態調査アンケート（年2回）の実施
- ⑦ネットパトロールの強化
- ⑧「おなやみポスト」活用の周知

B いじめ発生時の対応について

①報告

いじめを発見、及びいじめの相談を受けた教職員は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告をする。

②いじめ防止対策委員会 会議（該当年次団で事情聴取等を行う。）

- ・報告窓口：活動推進部長
- ア：状況の把握。いじめの認知を行い、管理職に報告、職員に周知する。
- イ：被害生徒の心情に最大限配慮し、今後の学校としての対応について検討する。比較的軽微な内容で、被害生徒の状況や心情などから、経過観察をする場合もある。
- ウ：内容が軽微ではなく、被害生徒が加害生徒への聴取を望む場合、もしくは明らかな犯罪行為（暴力・恐喝等）を伴ういじめの場合は、加害生徒にも事実を確認する。
- エ：犯罪行為を伴う中で、重大な被害が生じている、もしくは生じるおそれがある場合は速やかに警察署に連絡する。

※被害生徒を守ることは大切であるが、被害生徒の申し出だけを鵜呑みにすることは大変危険である。周囲の生徒や教員等にも事実を確認することが必要。ただし、加害生徒に事実を確認する場合には、その後の学校生活、被害生徒との人間関係にも配慮し、細心の注意を払って行うことが必要。

被害生徒・保護者への対応

- ・年次団（必要に応じて管理職、活動推進部長）等必ず複数で、なおかつ速やかに家庭訪問を行うか保護者に来校してもらい、いじめの事実や学校の考え、指導方針などを伝え、今後の対応について理解と協力を得る。（必要に応じて謝罪を行う。）

- ・心のケアのため、教相・特支委員会と連携を図り、面談等を行う。
- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラーなどの専門家や相談支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図る。
- ・被害生徒および保護者に対し、その後の様子を面談等で定期的に確認する。
- ・被害生徒が安心して教育を受けられるようにするための環境を整える。

職員会議：対応について全職員の共通理解を図る。

②ウの場合の、加害生徒・保護者への対応

- ・年次団（必要に応じて管理職、活動推進部長）等必ず複数で、なおかつ速やかに家庭訪問を行うか保護者に来校してもらい、いじめの事実や学校の考え、指導方針などを伝える。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促す。
- ・解決に向けた取り組みについて保護者の協力を求める。
- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、事実確認を十分行ってから対応する。

③教育局への報告（教頭）…いじめの概要について、速やかに教育局へ報告し、対応策等について指導・助言を受ける。

④その他の対応

- ・学級に対して、年次団を中心に、いじめを受けた生徒の辛さを理解し、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる指導を行う。（必要に応じて、関係生徒、保護者の承諾を得て、かつ生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を伝え、協力を得る。）
- ・生徒会活動や学級活動等を通じ、いじめを許さない決意を表明し、いじめを見逃さない学校作りに努める。

C いじめの解消の判断について

いじめ防止対策委員会において、次の２つの要件が満たされているかどうかを協議し、いじめの解消について判断する。

- ①被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が３カ月以上継続していること。
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること（本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。）

D いじめ防止対策委員会

委員長：教頭

委員：西脇豊（活動推進部長）・野村杏莉（３年次）・鈴木茂智（キャリア副部長）